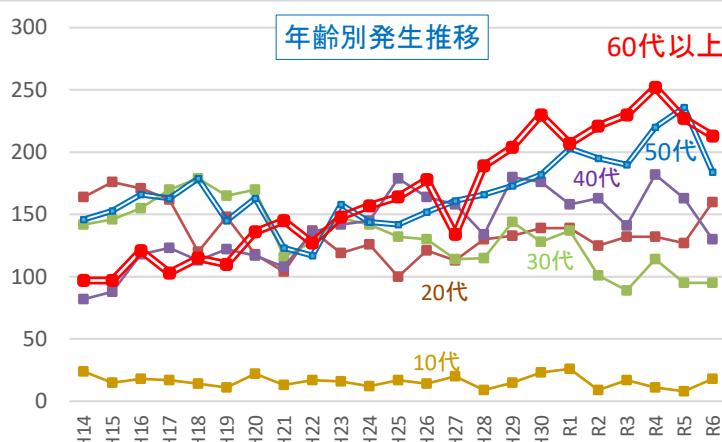


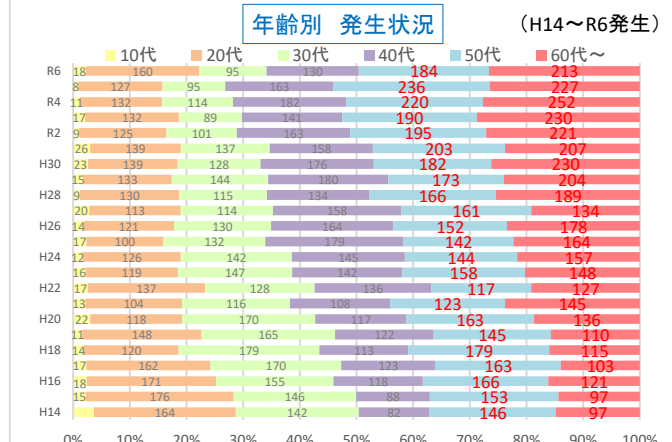
職場で働く高年齢労働者の労働災害防止と健康確保

～高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン～

管内（新宿、中野、杉並区）の労働災害発生状況



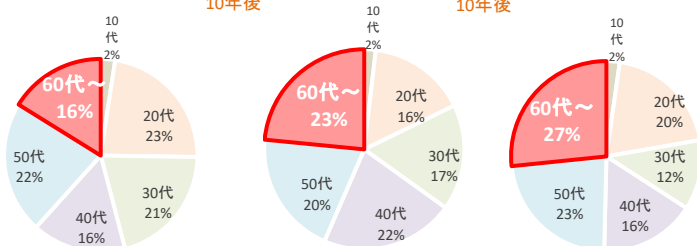
50歳以上の発生件数が右肩上がり、20年で約2倍



50歳以上の被災割合が増加傾向

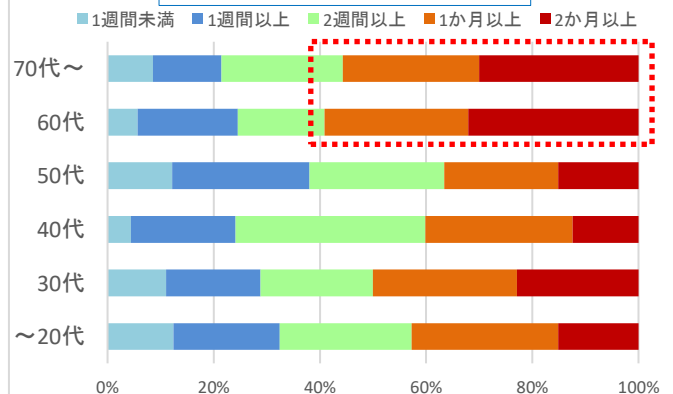
年齢別発生割合（10.20年前との比較）

平成16年 → 平成26年 → 令和6年



60歳以上の発生割合が20年前から11%増加

年齢別休業見込み期間の長さ(R6)



60歳以上で、休業が長期化(重症化)しやすい傾向

エイジフレンドリーな職場づくりのポイント

ポイント(1) 『トップの方針表明』と推進するための『体制整備』

- 経営トップが「高年齢労働者の災害防止対策に取り組む方針」を表明
対策の担当者や労働者の意見を聞く機会(安全衛生委員会等)を整備
- 危険源の特定(リスクアセスメントの実施)
身体機能の低下による労働災害リスクの洗い出しと具体的対策

「高年齢者の心身の特徴」を理解し、受け入れる体制



ポイント(2) 『職場環境の改善』

□身体機能の低下を補う設備、装置(ハード面)や作業内容等(ソフト面)の改善



ポイント(3) 『体力や健康状況』の把握と対応

健康診断・体力チェックで把握 体力・健康状態に応じた対応

体力チェックを 導入しましょう！

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能評価結果

② スタビリティ (歩行能力・筋力)
歩行能力の指標は「歩行速度」(m/s) (歩行時間) (s) 評価

歩行速度に当てはまる評価

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
歩行時間	~1.38	~1.48	~1.65		

③ フォットステップ (動的バラン)
歩行能力の指標は「歩行速度」(m/s) (歩行時間) (s) 評価

歩行速度に当てはまる評価

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
歩行時間	~1.38	~1.48	~1.65		

④ 静的バラン (静的バラン)
歩行能力の指標は「歩行速度」(m/s) (歩行時間) (s) 評価

歩行速度に当てはまる評価

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
歩行時間	~1.38	~1.48	~1.65		

⑤ 動的バラン (動的バラン)
歩行能力の指標は「歩行速度」(m/s) (歩行時間) (s) 評価

歩行速度に当てはまる評価

評価	1	2	3	4	5
歩行速度	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
歩行時間	~1.38	~1.48	~1.65		

身体機能評価の結果を
黒字で記録

1 身体機能 (身体の特徴)

項目	評価	色	評価	色
1. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	5	緑	5	緑
2. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	4	黄	4	黄
3. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	3	黄	3	黄
4. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	2	黄	2	黄
5. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	1	黄	1	黄
6. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	5	緑	5	緑
7. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	4	黄	4	黄
8. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	3	黄	3	黄
9. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	2	黄	2	黄
10. 歩行能力 (歩行速度・歩行時間)	1	黄	1	黄

① 歩行能力・筋力
② 敏捷性
③ 動的バラン
④ 静的バラン (閉眼)
⑤ 静的バラン (開眼)

身体機能評価の結果を
黒字で記録

レーダーチャート
に赤字で記載



レーダーチャートに黒字で記載

勤務形態

短時間勤務、隔日・交代勤務
休憩時間の確保
作業時間、作業の負担等考慮
適正な業務の提供・・・etc

健康づくり活動

心身両面にわたる健康保持増進
健康経営、コラボヘルスの観点から
健康づくり



例えば・・・

ロコモティブシンドローム予防を意識した健康づくり
身体機能の維持向上の支援
運動する時間・場所の提供、機器の配置



取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
<https://youtu.be/9JG6oXS8IY>
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)

詳しい内容は



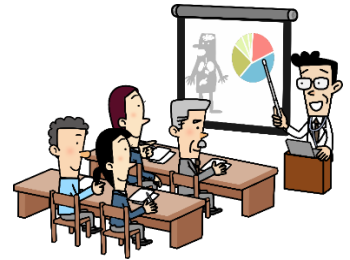
ポイント(4) 『安全衛生教育』

<高年齢労働者に対する教育>

- 時間をかけた丁寧な指導(特に初めての作業は、文字や言葉以外に写真や図や映像を用いる)
- 身体機能の状態が労働災害リスクに関係すること
- 自己管理の向上(健康状態の把握、生活習慣の改善、体力の向上・維持)

<管理監督者(教育を行う者)への教育>

- 高年齢労働者の特徴や災害の傾向と対策



高年齢労働者の安全衛生対策の情報は【厚生労働省ホームページ】に掲載されています。

厚生労働省 ホーム

高齢者労働者の安全衛生対策について

労働安全衛生法第44条の2第1項第2号の「高齢者労働者の安全衛生対策に関する事項」は、近年増加傾向にあります。高齢者労働者の安全衛生対策を推進するため、高齢者労働者の安全衛生に関する情報を提供しています。

<ガイドラインの解説>

エイジフレンドリーガイドライン

高年齢労働者に配慮した職場改善事例 (製造業)

エイジアクション 100

改善事例

100の取組(チェックリスト)

<その他>

- ・エイジフレンドリー補助金
- ・高年齢労働者安全衛生対策実証等事業
- ・人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議

コチラ

<エイジフレンドリー補助金>

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度(2025年度)版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家に指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付を終了することがあります。

水場における防滑性能の高い床材等の導入
凍結防止装置の導入
作業員通路への凍結防止装置の導入
移乗介助サポート機器の導入
重量物搬送機器の導入

補助要件、対象の中小企業対象となる取組等詳細は

コチラ